

令和7年第4回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年 4月 16日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|------------|
| 議長 | 山本 正二 | | | |
| 1番 | 武藤 康志 | 2番 | 伊藤 新司 | 3番 俵 薫 |
| 5番 | 伊藤 美和子 | 6番 | 縄田 善博 | 7番 倉増 知 |
| 8番 | 前田 耕次 | 10番 | 中野 修 | 11番 石田 健治郎 |
| 12番 | 中嶋 誠 | 13番 | 安部 好恵 | 14番 岸 英法 |
| 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 高見 清 | 17番 村上 浩一 |
| 18番 | 安富 法明 | 19番 | 山本 正二 | |
- 4 欠席農業委員
- | | | | |
|----|------|----|-------|
| 4番 | 井町 哲 | 9番 | 中嶋 友之 |
|----|------|----|-------|
- 5 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 佐藤 和美 | 山田 孝治 | 山縣 正明 |
| 永安 達彦 | 野上 武史 | 村中 清美 |
- 6 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 河野 哲広 | 副主幹 | 井村 光敬 | 主査 | 柳井 信吾 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 午後 2 時開会 |
| 議長 | <p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 7 年第 4 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員 19 名中 17 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。なお、欠席委員は 4 番 井町哲委員、9 番 中嶋友之委員です。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますよろしくお願いします。それでは 3 番 俵委員、10 番 中野委員。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>3 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請が 3 件ありましたので説明します。</p> <p>目録番号 1、参考資料 1 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲受人と譲渡人は同一の農家世帯ですが、譲受人が農事組合法人の理事になるために所有権を移転します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号 2、参考資料 2 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。申請地は現在譲受人が耕作していますが、この度所有権を変更します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます</p> <p>目録番号 3、参考資料 3 を参照ください。本件は新規就農です。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は高齢かつ市外に住んでおり耕作が困難であるため、移住して営農を希望している譲受人に売却します。本</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>件について、取得面積は広いですが、年齢が若いこと、農作業に従事する時間を確保できること、また地元農業委員をはじめ地域での支援体制が整っていることから耕作可能であると判断しています。よって本件につきまして、農地法第3条第2項の第各号に抵触しないと考えます</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p> |
| 安部委員 | <p>1 3 番の安部です。4月7日に山本会長、事務局2名、中嶋委員、地元推進委員と私で現地調査を行いました。</p> <p>1 番ですが、事務局が説明されたとおり、農事組合法人の構成員になるために農地を取得します。農地はきちんと耕作されていました。2 番について、現在借地として耕作している農地を購入するという申請です。他の農地もよく管理されておられました。3 番は新規就農です。経営されている●●●●●の米を自分で栽培したいということから農地を取得します。住宅も一緒に購入して移住して耕作されるということです。ご夫婦で耕作されるそうです。</p> <p>以上です。ご審議をよろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p> |
| 佐藤推進委員 | <p>綾木の推進委員の佐藤です。1 番について安部委員が説明されたとおり問題ないと思います。</p> |
| 議長 | <p>2 番については地元推進委員が欠席のため、3 番をお願いします。</p> |
| 岸委員 | <p>3 番について、事務局より依頼がありましたので地元推進委員に代わって説明します。</p> <p>申請地については●●●が借りていましたが、所有者の方が財産整理のために売却するという事で既に合意解約が済んでおります。先ほど安部委員から説明がありあましたが、申請者の方は夫婦ともどもまだ若く、お子さんもこの春から就職しています。これから先夫婦で頑張っていきたいということです。申請者は●●●で●●●●●を営んでまして、評判は良いようです。事務局の方も面積について触れられていましたが、地元としても若い方が移住して新規就農されることを歓迎しておりまして、私の方からも地元の農家をお願いしまして、私も含め可能な限り地域で協力をしていきたいということです。ということで、是非新規就農で頑張ってくださいと思っています。よろしくをお願いします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。 それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？</p> |
| 委員 | <p>(はいの声)</p> |
| 議長 | <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明を お願いします。</p> |
| 事務局 | <p>2件朗読。 それでは、農地法第4条許可申請2件について説明します。 目録番号1、参考資料4をご参照ください。所在地、●●●●●、申請人、●●●●さん。申請地の場所ですが、申請地について、 ●●●●●付近にある●●●の隣になります。申請人が申請地の隣で経営している店舗の駐車場が不足しており、渋滞や民地への 無断駐車を解消する必要があるため、駐車場を整備します。本件は1種農地かつ農用地区域内農地のため、常設審議委員会に意見 聴取のうえ、農振除外後に許可します。 目録番号2、参考資料5をご参照ください。所在地、所在地は●●●●●、申請人、●●●●さん。申請地について、●●●●の 敷地から道を挟んで反対側にある宅地に隣接する農地です。申請人宅は隣接する道がかなり狭く、宅地の進入路や駐車場も狭いた め、出入りや方向転換が難しい等不便な状況です。その解消のために駐車場として転用します。また、既に一部が車庫として無断 転用されていたため、始末書が出されております。 以上でございます。ご審議の程お願いいたします。</p> |

| | |
|--------|---|
| 議長 | はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。 |
| 中嶋委員 | 1 2 番の中嶋です。1 番の件ですが、●●の交差点を曲がりまして、●●●●を過ぎて、●●●のほんの手前でございます。きれいな長方形の田でございます。別段問題ないかと思ひます。2 番についてですが、親戚の人なんか来たときに、非常に車が止めづらいということで公会堂を利用されていたけど駐車場ができれば便利になると申請者が言われてました。別段問題はないと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 |
| 議長 | ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願ひいたします。 |
| 村中推進委員 | 推進委員の村中です。1 番の岩永下郷の件ですが、委員さんの説明のとおり特に問題はありませんのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。 |
| 山縣推進委員 | 推進委員の山縣です。今中嶋委員が言われたとおり問題ないと思ひます。 |
| 議長 | はい、ありがとうございます。 それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願ひいたします。 よろしゅうございますか？ |
| 委員 | (はいの声) |
| 議長 | それでは採決に移りたいと思ひます。議案第 2 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第 2 号は原案の通り決定をします。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>8件朗読。</p> <p>それでは、農地法第5条許可申請8件について説明します。</p> <p>目録番号1、参考資料6をご参照ください。所在地、●●●●●、申請人は●●●●●、転用面積1,337㎡です。申請地は参考資料の位置図の場所にある第1種住居地域内の3種農地です、申請地を太陽光発電施設に転用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>目録番号2、参考資料7をご参照ください。所在地、●●●●●、申請人は●●●●●、転用面積474.82㎡です。申請地は目録番号1の関連事業であり、太陽光発電施設の工事のための搬入経路及び駐車場として令和9年2月末まで利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>目録番号3、参考資料8をご参照ください。所在地、●●●●●、申請人は●●●●●、転用面積1,933㎡です。申請地は参考資料の位置図の場所にある第1種住居地域内の3種農地です、申請地を太陽光発電施設に転用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>目録番号4、参考資料9をご参照ください。所在地、●●●●●、申請人は●●●●●、転用面積1,031㎡です。申請地は参考資料の位置図の場所にある第1種住居専用地域内の3種農地です、申請地は太陽光発電施設に転用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>目録番号5、参考資料10をご参照ください。所在地、●●●●●、申請人は●●●●●、転用面積535㎡です。申請地は目録番号4の関連事業であり、太陽光発電施設の工事のための搬入経路及び駐車場として令和9年2月末まで利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>目録番号6、参考資料11をご参照ください。所在地、●●●●●、申請人は●●●●●、転用面積1,403㎡です。申請地は参考資料の位置図の場所にある2種農地です、申請地を太陽光発電施設に転用します。この案件については、農地法第5条第2項各</p> |
|-----|---|

| | |
|--------|---|
| | <p>号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>目録番号7、参考資料12をご参照ください。所在地、●●●●●、申請人は●●●●●さん、転用面積382㎡です。申請地は参考資料の位置図の場所にある2種農地です。申請地は駐車場及び宅地進入路のために利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>目録番号8、参考資料13をご参照ください。所在地、●●●●●、申請人は●●●●●さん、転用面積274㎡です。申請地は参考資料の位置図の場所にある2種農地です。申請地は堆肥置場として利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p> |
| 中嶋委員 | <p>1番と2番の件についてですが、●●●●●の入り口を過ぎて●●●の手前を右折して100Mくらい行ったところにあります。1番の太陽光発電のパネル設置等のために2番農地から搬入します。3番は●●●のところを左折して100Mくらい行ったところにあります。周りは太陽光パネルが設置されてまして、別段問題はないかと思えます。4番と5番の件ですけど、5番の方を搬入路にして4番の太陽光発電施設をつくります。特に問題ないと思えます。6番についてですが、●●●●の工場から道路を挟んで反対側、●●●へ抜ける道の途中から●●●の方へ向かったところにあります。太陽光パネルを設置したいということにして、別段問題ないと思えます。7番についてですけど、農振除外は既に完了しておりまして、別段問題ないと思えます。8番については、申請地の半分くらいが窪んでおりまして、水が溜まっているような状態です。ここをかさ上げして堆肥置場にするということで特段問題はないと思えます。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p> |
| 山縣推進委員 | <p>山縣です。1～3番について、中嶋委員から説明があったとおり、特に問題ないと思えます。</p> |

| | |
|--------|---|
| 山田推進委員 | 伊佐地区の山田です。4番、5番は中嶋委員の言われたとおりです。特に問題はないと思います。 |
| 山縣推進委員 | 6番についても、中嶋委員の説明のとおり問題はないと思います。 |
| 永安推進委員 | 赤郷地区の永安です。7番と8番については中嶋委員の説明のとおり問題ないと思います。 |
| 議長 | はい、ありがとうございます。 それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？ |
| 委員 | (はいの声) |
| 議長 | それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案の通り決定をします。 続きまして議事順位第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。 |
| 事務局 | 23件朗読 目録をご覧ください。合意解約23件について説明します。 1件目●●●●さんと●●●●の間の解約です。耕作条件が悪いことからの解約で次の耕作者は決まっています。 2件目●●●●さんと●●●●さんの間の解約です。所有権の移転に伴う解除になります。 3件目、●●●●さんと●●●●さんの間の解約です。次の耕作者は決まっています。 |

| | |
|----|---|
| | <p>4 件目、5 件目は、貸付人「●●●●さん、●●●●さん」と借受人「●●●●さん」との解約です。●●●●さんの不耕作による解約です。次の耕作者は決まっています。</p> <p>6 件目●●●●さんと●●●●との間の解約です。次の耕作者は決まっています。</p> <p>7 件目、8 件目、9 件目、貸付「やまぐち農林振興公社」、借受人「●●●●」との間の解約です。他の耕作者へ利用権を設定するための解約です。</p> <p>1 0 件目、1 1 件目は●●●●さんと、「●●●●」とのやまぐち農林振興公社を通した賃貸借契約の解除です。次の耕作者は決まっています。</p> <p>1 2 件目、1 3 件目は●●●●さんと●●●●さんのやまぐち農林振興公社を通した賃貸借契約の解除です。他の耕作者へ利用権を設定するための解約です。</p> <p>1 4 件目、1 5 件目、1 6 件目、1 7 件目、1 8 件目は、貸付人●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんと借受人●●●●さんとの解約です。●●●●さんが耕作（管理）をされないための解約です。</p> <p>1 9 件目、2 0 件目、2 1 件目、2 2 件目、2 3 件目は貸付人●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんと借受人●●●●との解約です。●●●●が耕作（管理）をされないための解約です。</p> <p>以上報告します。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。まだ次の耕作者が決まってないところが何件かあるようでございます。地元委員さん、御奮闘をよろしく願いいたします。委員の皆さんより何かご意見ございませんか？</p> <p>よろしゅうございますか？</p> |
| 委員 | <p>(はいの声)</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わります。</p> <p>続きまして議事順位第5 報告第2号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>4件朗読。</p> <p>現況証明願いの提出が4件ございましたので、説明いたします。</p> <p>目録番号1、参考資料14をご参照ください。場所等については資料の通りになります。位置図を見ればわかりますが、申請地は山林に囲まれており、申請地も山林と化しております。</p> <p>目録番号2、参考資料15をご参照ください。場所等については資料の通りになります。申請地は20年以上耕作されておらず、原野と化しています。</p> <p>目録番号3、参考資料16をご参照ください。場所等については資料の通りになります。申請地は昭和50年頃から耕作放棄されており、令和5年の大雨災害により大きい石が大量に流れてきており、復元して農地として利用することは極めて難しい状態です。</p> <p>目録番号4、参考資料17をご参照ください。申請地は3か所に分かれており、場所は位置図の①～③のとおりです。まず①については平成4年～5年に林道の拡張整備がありそのときに埋め立てられ、現在は原野と化しています。②については平成4～5年に国道435号の新設工事の際に残土で埋められています。また、現在はため池の法面になっており、耕作できる状況にありません。③については平成4年～5年に国道●●●号の新設工事があった際にもともとあった農地の大半が道路敷として買収され、その残地になります。また、現在は国道の待避所に隣接しており、耕作できる場所ではありません。</p> <p>以上報告します。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 中嶋委員 | <p>まず1番についてですが、場所は参考資料の位置図のとおりで、写真のとおり山林そのままでございます。3番についてですが、場所は位置図のとおりですが、途中から落石や倒木で車で行けないようなところがありました。令和5年の大雨災害で土だけが流れまして、大きい石がごろごろ落ちておりました。とても耕作できる状態ではありませんでした。</p> |

| | |
|--------|---|
| 安部委員 | 2番についてですが、●●の●●地区にあります。申請地は山すその一部となっており問題ないと思います。4番については●●●●●の●●地区です。●●●番、●●●番は平成4年頃に林道拡張整備で埋められており、現在は写真のとおりです。●●●番、●●●番は国道●●●号の新設工事のときに埋め立てられ、参考資料の写真のようになっております。問題ないと思います。どうぞよろしくお願いします。 |
| 議長 | ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。 |
| 山田推進委員 | 伊佐地区の山田です。1番ですが、中嶋委員が言われたとおり山林です。 |
| 野上推進委員 | 西分の野上です。先ほど安部委員のおっしゃられたとおり、現地は完全に山の一部分になっています。 |
| 山縣推進委員 | 地区推進委員の山縣です。3番について、中嶋委員が言われたとおりです。よろしくお願いいたします。 |
| 佐藤推進委員 | 綾木地区の佐藤です。4番について、安部委員の説明のとおり、●●●番、●●●番は林道拡張整備で埋められており、●●●番、●●●番は国道●●●号の新設工事で埋め立てられ、耕作できる土地ではありません。 |
| 議長 | はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ありましたらお願いいたします。 特に無いようでしたら、終わってもよろしゅうございますか？ |
| 委員 | (はいの声) |
| 議長 | 特に発言等ないので、報告第2号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第6 報告第3号 公共工事に伴う転用届についてを朗読並びに説明を事務局よりお願いします。 |
| 事務局 | 5件朗読。 それでは公共工事に伴う転用届が5件ありましたの報告します。 |

| | |
|-----|--|
| | <p>目録番号1、令和5年大雨災害に関連する護岸工事のための資材置場及び工事用道路として令和8年3月末まで一時的に使用します。目録番号2～5について、小郡菟道路の工事の関係で令和11年3月末まで利用します。当初は令和7年3月末までに工事が完了する予定でしたが、工事が完了していたため延長します。</p> <p>以上報告します。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようでしたら、終わってもよろしゅうございますか？</p> |
| 委員 | <p>(はいの声)</p> |
| 議長 | <p>特に発言等ないようなので、報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第7 報告第4号 最適化活動の目標設定等についてを朗読並びに説明を事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>1件朗読</p> <p>それでは、内容について説明いたします。</p> <p>令和7年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。1ページの農業委員会の状況です。令和7年4月1日現在の状況を記載しており、農林業センサス、耕地及び作付面積統計等に基づき作成しております。右側に各経営体数を表示しています。</p> <p>2ページの最適化活動の目標です。農地の集積目標については、県の作成した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に基づき目標を70%と設定しております。課題としては、地域計画の目標実現に向けて、認定農業者への集積強化、後継者、有害鳥獣、ほ場整備の対策が課題であると考えております。今年度末の集積率は、管内の農地面積の70%としています。</p> <p>遊休農地の解消については、緑区分の遊休農地の解消目標として、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記載しております。課題としては、未相続農地・狭小農地等、農業従事者に速やかに継承できず、遊休化が進んでいます。4月1日時点、1号遊休農地は46.8ha、昨年より0.3ha増加しております。新規参入の促進については、目標面積として、令和2年度～令和4年度の権利移動面積の平均の1割以上を記載しております。課題として、担い手の高齢化が進んでいるため、若い世代の担い手の育成が急務である。就農促進を図るため、関係機関と連携し、農地や住宅のあっせん、新規就農者の初期投資の軽減、営農技術の習得、生産資材高騰への支援体制の強化を進める必要があります。令和6年度には2名が新規参入されています。</p> |

議長

最適化活動の活動目標です。推進委員等が最適化活動を行う日数目標として月7日、活動強化月間の設定目標として、8、12、2月の計3回、新規参入相談会への参加目標として1回を設定しております。

今後については、皆様方のご審議をいただきまして、総会に報告後、ホームページ等で公表していきたいと考えています。よろしくをお願いします。

はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ありましたらお願いいたします。

特に発言等ないので、報告第4号を終わらせていただきます。

続きましてその他の方に移りたいと思います。農業相談日の結果については相談者がいなかったためやっておりません。当番委員の皆さんありがとうございました。

以上で審議がすべて終わりますが、委員の皆さんより何かありますか？

それでは終わりたいと思います。

互礼。

午後3時40分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和7年4月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____